株式会社三洋堂ホールディングス

平成 26 年 5 月 14 日

各　　位

会　社　名　株式会社三洋堂ホールディングス
代表者名　代表取締役最高経営責任者兼最高執行役員　加藤　和裕
（東証ＪＡＳＤＡＱ コード番号:３０５８）
問合せ先　取締役執行役員人事総務部長　伊藤　勇
（ＴＥＬ：　０５２－８７１－３４３４）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 30 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２）上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（取締役の責任免除） 第 30 条　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。
第 30 条～第 45 条（条文省略）	第 31 条～第 46 条（現行どおり）

３．日程

取締役会決議	平成 26 年 5 月 14 日（水）
株主総会開催日	平成 26 年 6 月 24 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 24 日（火）

以上